各 位

会 社 名 株式会社 C R C ソリューションズ 代表者名 取 締 役 社 長 麻 生 耕 造 (コード番号 9660 東証第二部) 問合せ先 執行役員 財務経理部長 能勢八紘 (TEL 03-5634-5630)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成14年5月14日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成14年6月20日開催予定の当社第44回定時株主総会に提案することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社および当社連結子会社の取締役、監査役および使用人の業績向上に対する意欲・士気等を一層 高めるため、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
- 2. 新株予約権発行の要領
- (1)新株予約権の割当を受ける者 当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人。
- (2)新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 57,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割または併合の比率

(3)発行する新株予約権の総数

570個(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし前項(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権行使時に払込をすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定め

る新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行(商法第280条/20および第280条/21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行 +
株式数
株式数
1株当たり時価新規発行株式数 × 1株当たり時価調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×
既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時を もって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものと する。

(6)新株予約権行使期間

平成15年2月1日から平成18年7月31日まで

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合(以下、「地位の異動」という。)には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。

- イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
- ロ・会社都合により、任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に 限り権利行使できる。
- ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。

新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成14年6月20日開催予定の当社第44回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約件を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上